

高野町学びの交流拠点整備事業  
事業者選定基準

令和2年5月

高野町

## 1 総則

「高野町学びの交流拠点整備事業選定基準（以下、「本選定基準」という。）」は、高野町（以下、「本町」という。）が高野町学びの交流拠点整備事業（以下、「本事業」という。）を実施する民間事業者の募集及び選定に当たり、最も優れた提案を客観的に評価・選定するための方法及び評価基準を示したものである。

本書は、「高野町学びの交流拠点整備事業 公募型プロポーザル募集要項（以下、「要項」という。））」と一体のものとして扱う。

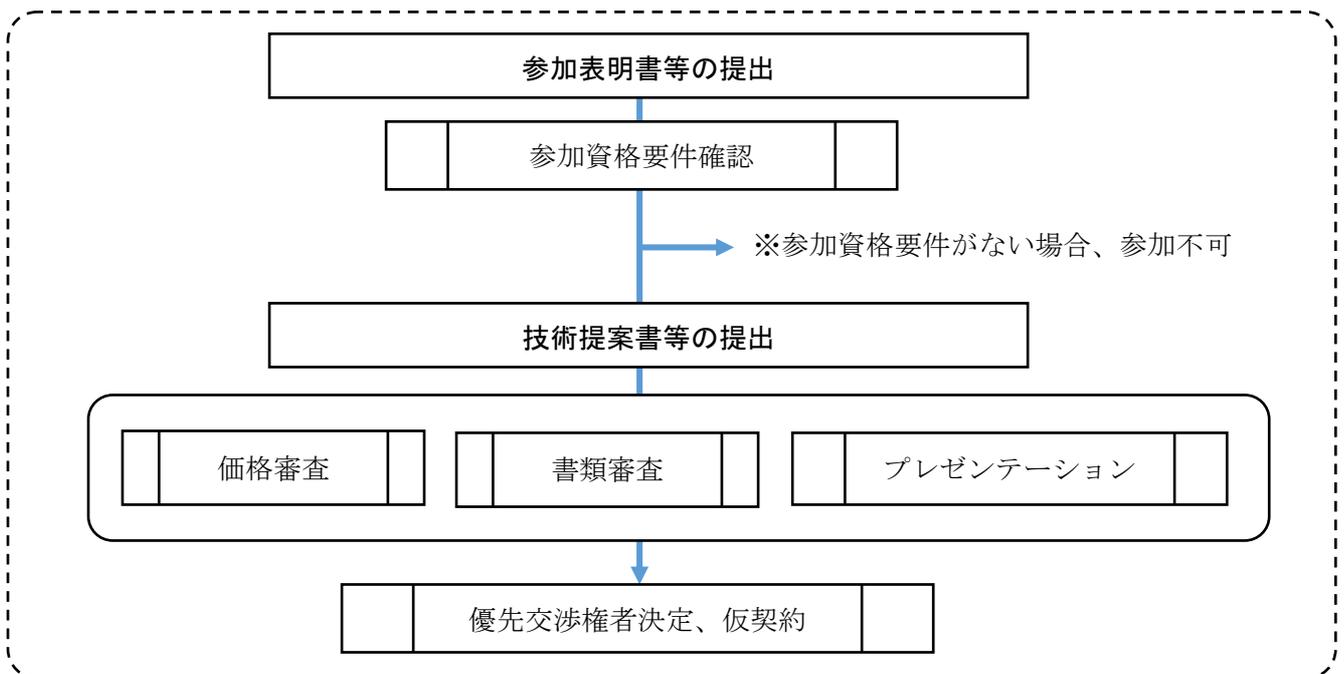
## 2 入札の方法

本事業は、既存施設からのスムーズな移行が求められること及び工事の早期完成によって可能な範囲で事業費の抑制を図りたいことから、設計及び施工を一括で発注する（デザインビルド方式）。また、効率的・効果的かつ安定的な業務遂行能力と高度な技術力を含む総合的なノウハウを有する受注者を選定するため、公募型プロポーザルによって優先交渉権者を決定する。

## 3 審査方法

### （1） 審査の流れ

事業者選定に当たっての手順は以下のとおりとする。



## (2) 審査の方法

事業者選定に当たっては、参加表明書等が提出された段階で参加資格要件の確認を行う。この時点で参加資格要件がない者は失格とする。

次に、技術提案書等に基づくプレゼンテーションを行った後、提案価格の適性審査及び書類・プレゼンテーションに係る審査を行い、総合評価値を算定する。

## (3) 審査の体制

参加資格要件の確認は事務局が行い、審査は本町が設置した事業者審査委員会にて行う。事業者審査委員会は、学識経験者2名、行政関係者2名、町会議員2名、その他4名の委員をもって構成することとする。

なお、審査の公正を期すため、委員は審査結果の公表時に併せて公表するものとする。

# 4 審査

## (1) 優先交渉権者の決定方法

参加者から提出された価格提案書及び技術提案書等の内容について、本書に基づき評価・得点化を行い、得点の最も高い提案をした参加者を優先交渉権者として選定する。参加者が一者であった場合には、当該入札参加者から提出された価格提案書及び技術提案書等の内容を審査し、入札価格の予定価格超過や要求水準の明らかな未達成等の失格要件に該当せず、必要な事業遂行能力等が認められれば、当該参加者を優先交渉権者として選定する。

## (2) 配点

審査の配点は、価格評価点100点、提案評価点400点の計500点満点とする。

## (3) 提案価格の適性審査及び価格評価点の算出

### ① 提案価格の適性審査

提案価格が要項に示す上限提案価格を超過している者については失格とし、以降の審査は行わない。

### ② 価格評価点の算出

価格評価点は次の式により算出する。なお、有効桁数は小数点第二位とし、小数第三位は四捨五入する。

$$\text{価格評価点} = \frac{\text{応募者全体の提案価格の内最も低い価格}}{\text{当該提案価格}} \times 100$$

#### (4) 提案評価点の算出

提案評価点は、書類及びプレゼンテーションの審査によって決定する。手順は次のとおり。

- ① 事業者審査委員会の委員は、「表1 評価項目と配点」に掲げる評価項目について、「表2 評価基準と得点化基準」の評価基準を参考に、A～Eの5段階の中から最も適切だと思う評価をつける。
- ② 表2の「点数化の方法」に従って評価項目ごとの点数を算出し、すべての評価項目を合計して各委員の提案評価点を算出する。
- ③ 各委員の提案評価点を比較して最も高い評価点と最も低い評価点を除し、残った8名の委員の評価点の平均を総合評価点とする。なお、有効桁数は小数点第二位とし、小数第三位は四捨五入する。(評価点と同着で並んだ場合は、そのうちのいずれか1点のみを除く。)

例)

委員 1	委員 2	委員 3	委員 4	委員 5	委員 6	委員 7	委員 8	委員 9	委員 10
255	302	308	380	335	296	380	313	322	323

- ・ 最小得点は委員 1 なので委員 1 の点を除く。
- ・ 最大得点は委員 4 と委員 7 なのでいずれか一方の点数を除く。
- ・ 残った 8 名の点数の平均を提案評価点とする。

$$\text{提案評価点} = (302 + 308 + 380 + 335 + 296 + 313 + 322 + 323) \div 8 = 322.375$$

#### (5) 総合評価点の決定

各参加者について、価格評価点+提案評価点の合計を総合評価点とする。

なお、総合評価点は小数点第三位を四捨五入し、小数点第二位まで算出する。

表1 評価項目と配点

評価項目	審査の視点		配点
1. 事業計画に関する事項			
(1) 基本方針・工程計画			
ア	本事業の目的を十分に認識し、適切な基本方針や魅力的なコンセプトを提示しているか		15
イ	要求水準書に提示する事業スケジュールを順守し、妥当かつ実現可能な工程計画となっているか		15
(2) 実施体制等			
ア	本事業を実施するに当たり適切な実施体制及び本町との協議体制をとっているか		10
イ	会社（グループ）として、設計・建設・工事監理のそれぞれについて十分な実績があるか		10
ウ	配置予定の各担当者に十分な資格と実績があるか		10
2. 設計に関する事項			
(1) 基本条件			
ア	高野山小・中学校において、本町の示す基本条件をどの程度取り入れているか。		15
イ	高野山こども園において、本町の示す基本条件をどの程度取り入れているか。		10
ウ	高野町公民館において、本町の示す基本条件をどの程度取り入れているか。		10
エ	新給食センターにおいて、本町の示す基本条件をどの程度取り入れているか。		5
(2) 配置・動線計画			
ア	「学びの交流拠点」の実現に向けて、各施設の連携や世代間交流が期待できる配置・動線計画となっているか		20
イ	諸室が機能的にバランスよく配置され、子供同士、子供と地域住民の交流がスムーズで適切な動線計画となっているか		10
ウ	高低差のある敷地の現況を考慮した配置・動線計画となっているか		10
(3) 子育て・学習・生活環境			
ア	子供の自主性や好奇心を育てる快適な学習・生活環境を創出するための優れた提案や工夫が施されているか		20

	イ	寒冷地であることを考慮し、冬季の遊び場の確保、積雪や空調、断熱等に対する十分な配慮や対策が提案されているか	10
	ウ	先生等が快適に保育・授業・運営ができる ICT 環境の整備、機器類や什器備品に対する優れた提案や工夫が施されているか	15
(4) 安全性・防犯・防災			
	ア	児童、生徒及び利用者のための防犯対策や安全確保に十分配慮された計画となっているか	10
	イ	バリアフリーやユニバーサルデザインについて十分配慮された計画となっているか	10
	ウ	災害発生時において、指定避難所として十分に機能を發揮できる計画となっているか	10
(5) 社会性・地域性・景観			
	ア	周囲の自然や景観、歴史を踏まえた魅力的な意匠計画となっているか (木材利用や町有林エリアに対する提案を含む)	15
	イ	高低差のある敷地の現況を考慮した土地利用や外観・意匠上の工夫が施されているか	10
	ウ	騒音や車両通行等、周辺環境に配慮した計画となっているか。	10
(6) 省資源・省コスト			
	ア	イニシャルコストを抑える優れた提案や工夫が施されているか	10
	イ	施設の長寿命化や維持管理、運営に伴うランニングコストを抑える優れた提案や工夫が施されているか	15
(7) 省エネルギー・持続可能性			
	ア	再生可能エネルギーの利活用、ライフサイクル CO2 の削減、廃棄物の抑制等、省エネや地球環境への配慮に対する優れた提案や工夫が施されているか	20
	イ	今後の人口ビジョンを踏まえ、将来にわたって施設の運用が可能な持続可能性のある計画となっているか	15
3. 建設に関する事項			
(1) 施工計画及び施工管理・品質管理			
	ア	既存施設への対応も含めて、施工中の安全確保に対する十分な配慮や対策が提案されているか	15

	イ	工期短縮やコスト削減に繋がる工夫や施工方法などが提案されているか	10
	ウ	構造躯体の施工管理や使用する材料の品質管理に関する徹底及び創意工夫が提案されているか。	10
(2) 周辺環境への配慮			
	ア	騒音、悪臭、粉塵、交通渋滞、振動等、既存施設や近隣の生活環境に与える影響を最小限にするための工夫や施工方法などが提案されているか	15
4. その他加点項目			
(1) ヒアリング			
	ア	本事業に関して十分理解・熟知され、適切でわかりやすい説明がなされているか。	10
(2) 地域経済への配慮			
	ア	地域経済へ配慮した提案内容となっているか。	10
(3) 提案の魅力性			
	ア	バランスのとれた提案、特筆すべき提案となっているか。	10
(4) その他			
	ア	引き渡し後の維持管理等に係る事業運営についても引き続き受注する意思があるか	5
	イ	高野町の文化・歴史を十分に咀嚼し、優れた文化発信の拠点ともなるうる工夫がなされているか	5

表2 各審査項目の得点化基準

評価	評価基準	点数化の方法
A	特に優れた提案であり、具体性・実現性がある	配点×1.00
B	具体性・実現性があり、やや優れた提案である	配点×0.75
C	具体性・実現性はあるが標準的である	配点×0.50
D	具体性・実現性はあるが魅力に欠ける	配点×0.25
E	提案に具体性がない又は実現性に欠ける	配点×0.00

## 5 最優秀提案の決定

審査委員会は、総合評価点が最も高い提案をした参加者を優先交渉権者とするよう本町に答申する。なお、総合評価点が同点で並んだ場合は提案価格のより安い者を選定し、提案価格も同じ場合は委員の投票によって決定する。

本町は、この答申の結果を受けて優先交渉権者を決定し、仮契約の手続きを行う。

## 6 その他

本事業は設計及び施工を一括で発注するデザインビルド方式であるため、入札時に設計が完了しておらず、契約書が定める「設計業務」が完了した後に工事の仕様や工事業務の具体的内容が決定されるものである。ただし、総合評価方式においては提案内容が入札書の一部を構成するものとなるため、以下の範囲において本業務の拘束力を有することになることに留意すること。

- ① 本評価基準における審査では、要求水準以上の提案が具体的になされている内容について得点を付与し、評価している。このため、落札者が提案した提案内容が事業契約で定める業務水準となることに留意すること。
- ② 審査において、入札参加者からの提案内容に対して市から意見が出される場合がある。この場合、事業契約の締結の段階で、落札者は市が提示した意見を、事業の内容に反映させるよう可能な限り配慮しなければならない。